

令和6年度 平岩小学校いじめ防止基本方針

東広島市立平岩小学校

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、すべての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、東広島市立平岩小学校として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「平岩小学校いじめ防止基本方針」を定め、国・県・市町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの例

- ①冷やかされる・からかわれる
- ②仲間はずれにされる・無視される
- ③たたかれる・けられる
- ④金品をたかられる
- ⑤持ち物を隠される・壊される
- ⑥嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる
- ⑦パソコンや携帯電話等を使って、悪口や嫌なことをされる 等

いじめには、大人に見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 児童の主体的な活動の支援

児童が自律して、自分たちでいじめのない学校を目指して取り組んでいくことが重要であることから、児童会組織の中に、いじめ防止等のための委員会を設置し、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 学校、家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

4 いじめ防止等の組織

(1) いじめを早期に発見し、いじめ防止に向けた取組を推進していくために、いじめ防止対策委員会を設置する。

(2) いじめ防止委員会は、次の委員長、委員をもって構成する。ただし、特に必要と認める時には、他に関係者の出席を求め、報告を受け、又は意見を聞く。

委員長 校長

委 員 教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、心のサポートナー

5 未然防止のための取組

(1) 日常の学級経営

- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学級づくり
- ・支持的風土のある学級づくりを通した居場所づくり（学活を使った SST の実施）
- ・わかる授業づくり（すべての児童が参加・活躍できる授業）

(2) QU検査の実施（年2回）

教師が把握しきれない児童の心理や行動を QU 質問紙法で調査し、これから学級経営や指導に生かす。（具体的には、不登校予防、いじめ問題の発見と予防、学級崩壊の予防、教育実践の効果測定の4つである。）

第1回 5月、第2回 12月

6 早期発見のための取組

(1) 日常の児童の様子の見取り

- ・児童のささいな変化に気づく。（気になる様子をメモしておく。「いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように」）
- ・個人ノートや生活ノート等を活用する。
- ・保健室での様子等を聞く。

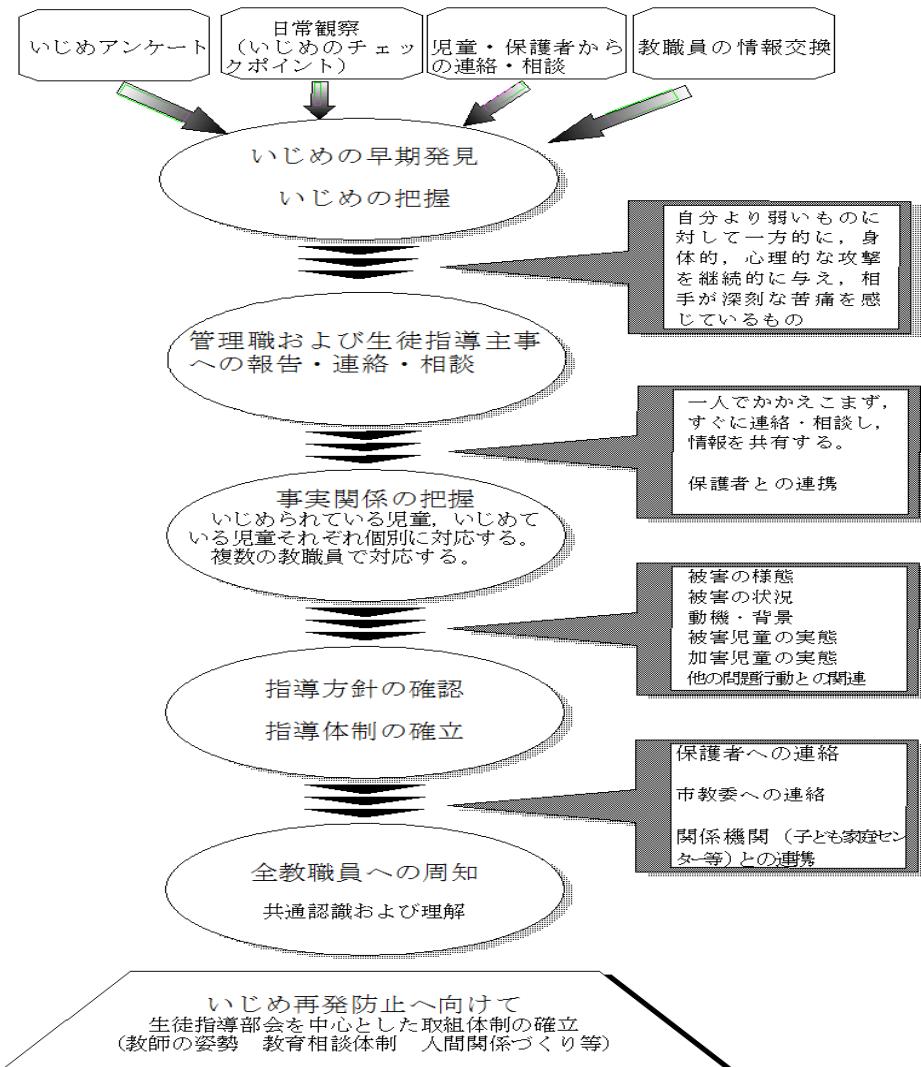
(2) 全児童及び全保護者を対象としたいじめアンケート調査の実施（年2回）

第1回 6月、第2回 12月

(3) 全児童を対象とした個人面談の実施

7 いじめに対する措置

児童のいじめへの対応



8 いじめ防止対策委員会の年間計画、研修計画

5月	第1回QU検査の実施
6月	いじめアンケート①の実施 全児童への個人面談の実施
夏季休業中	QUに関わる研修、いじめに関わる研修
12月	第2回QU検査の実施 いじめアンケート②の実施 全児童への個人面談の実施